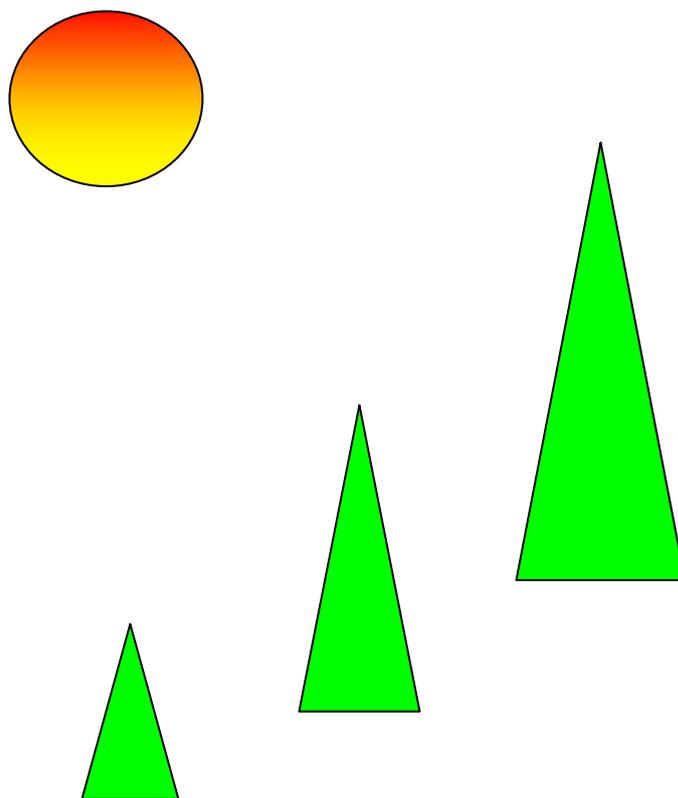


ぬまづリスクアセスメント

アクションプログラム2006

～危険性または有害性等の調査の実施と、それに基づいた措置を講ずるための施策の展開～



安全文化の創造／労働災害ゼロへの限りなき挑戦

2006. 12. 12 ～

沼津労働基準監督署/沼津労働基準協会

ぬまづリスクアセスメントアクションプログラム2006 について

◇危険ゼロの安全な職場の実現と安心・安全な労働環境を構築することで重大災害を防止し、労働災害の大幅な減少を図るために提案します。

～危険性または有害性等の調査の実施と、それに基づいた措置を講ずるための施策の展開～

働くすべての者が一致協力することで、実のある安全衛生活動を推進し、安全を優先的に確保するという「安全文化」を創造していくためには、従来の再発防止型の労働災害防止策と併せ、危険の芽(リスク)を事前に摘み取るリスクアセスメントを導入することは確実かつ効果的な手法であります。そして2006年4月の労働安全衛生法の改正により、安全管理者の選任を要する業種の事業場等にはリスクアセスメントの導入が努力義務化されました。

このような状況を踏まえて、沼津労働基準監督署と沼津労働基準協会は、リスクアセスメントの普及促進と早期導入を図るため、平成 24 年までにリスクアセスメントの導入事業場を300事業場以上に増やすことを目標に、下記の事項を実施いたします。

◇施 策

1 リスクアセスメント普及促進委員会の設置

- ・ わかりやすいリスクアセスメントの手引きの作成
- ・ リスクアセスメント事例集の作成
- ・ リスクアセスメント普及促進のためのプロモーションビデオの製作

2 労働災害防止指導員による個別指導・相談等

- ・ リスクアセスメント導入及び導入予定事業場等への個別訪問による指導・相談

3 安全衛生診断サービスの活用

- ・ 労働安全衛生コンサルタントによる安全衛生診断サービスの実施

4 労働災害発生事業場への指導

- ・ 休業災害発生事業場等へのリスクアセスメントの導入の勧奨

5 リスクアセスメントの普及促進のための講習会

- ・ 「わかりやすいリスクアセスメント講習会」の開催

6 リスクアセスメントの導入のための演習を実施

- ・ 業種別に小集団に班別編成をして、参加型のリスクアセスメントの演習を実施
- ・ 参加型のリスクアセスメント演習を自発的に希望する事業場へ演習を実施

7 リスクアセスメント導入宣言証の交付

- ・ リスクアセスメントの導入を宣言した事業場に対して、「リスクアセスメント導入宣言証」を交付

8 リスクアセスメント導入事業場賞の交付

- ・ リスクアセスメント導入計画に基づきリスクアセスメント等を実施した事業場に対して、「リスクアセスメント導入事業場賞」(盾)を交付

安全文化の創造／労働災害ゼロへの限りなき挑戦

2006. 12. 12 ~

沼津労働基準監督署/沼津労働基準協会

リスクアセスメントの導入を宣言しましょう

1 リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害や健康障害の重篤度(被災の程度)とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせ「リスク」を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。

2 リスクアセスメントの目的と効果

(1) リスクアセスメントの目的

職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽(リスク)とそれに対する対策の実情を知って、災害に至るリスクをできるだけ取り除き、労働災害が生じないような快適な職場にすることです

(2) リスクアセスメントの効果

リスクアセスメントを実施することにより、次の効果が期待できます。

- ①職場のリスクが明確になります。
- ②リスクに対する認識を共有できます。
- ③安全対策の合理的な優先順位が決定できます。
- ④残留リスクについて「守るべき決めごと」の理由が明確になります。
- ⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

3 リスクアセスメント導入宣言とは

(1) リスクアセスメント導入宣言の狙い

リスクアセスメントを導入するに当たって、事業場において危険性又は有害性が高い設備あるいは作業のうちの一つを選定し、その設備・作業について、リスクアセスメントの手法でリスクを評価し、改善のための措置を講じるまでの取組に関する計画を策定、実施することで、リスクアセスメントという手法を習得するものです。

(2) リスクアセスメント導入宣言証の交付

リスクアセスメントの導入をする場合に、様式1の「リスクアセスメント導入宣言書」に導入に関する計画を記載し、沼津労働基準協会に提出すれば、沼津労働基準監督署長から様式2の「リスクアセスメント導入宣言証」が交付されます。



左 導入宣言証 右 導入事業場賞

4 リスクアセスメント導入事業場賞とは

(1) リスクアセスメントを導入宣言した概ね1年後に、様式3の「リスクアセスメント導入計画自主点検表」により、実施状況を点検します。

(2) リスクアセスメント導入宣言書に記載した計画に従い、選定した設備・作業に係るリスクアセスメントを実施した事業場には、様式4の「リスクアセスメント導入事業場賞交付申請書」を沼津労働基準協会に提出すれば、沼津労働基準監督署長・沼津労働基準協会長から「リスクアセスメント導入事業場賞」(盾)が交付されます。

リスクアセスメント導入宣言書

平成 年 月 日

沼津労働基準監督署長 殿

事業場の名称

代表者職氏名

⑧

労働災害を防止し、安全で快適な職場環境を創造するためには、職場における危険性又は有害性等を適切に調査し、その結果に基づきリスク低減対策を講じることが重要であることを深く認識し、ここに、リスクアセスメントを導入し、労使が一致協力して、危険ゼロの実現に向け一層の安全衛生管理活動を推進することを宣言します。

1. 事業場の概要

名 称

所 在 地

労働者数

事業の概要

2. リスクアセスメント等導入計画 (下記の各項目の該当するものの□に^レ点をつけてください。)

- * 今後1年間で、少なくとも特に危険、有害な機械設備、作業のうちの1つについて、リスクアセスメント等を実施する計画を策定してください。

(1) 経営首脳による導入宣言

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに宣言する。
 宣言済 (平成 年 月 日)

(2) 安全衛生委員会等における導入計画策定方針の検討

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに検討する。
 検討済 (平成 年 月 日)

(3) 対象設備・作業の選定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに決定する。
 決定済 ()

* () 内には、対象とした設備、作業を記載してください。

(4) 推進体制の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに決定する。
 決定済 (責任者 実施者 、 人)

* () 内には、責任者の職名、実施者の職名(課長、職長、作業員等)及び実施者の人数を記載してください。

(5)収集する情報の種類の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに入手する情報の種類等を決定する。
- 決定済(作業手順書、ヒヤリハット事例、災害事例、)
- * ()内に掲げた例で採用するものに○を付し、その他に収集する情報を余白に記載してください。

(6)決定した情報の収集

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに収集する。
- 収集済(作業手順書、ヒヤリハット事例、災害事例、)
- * ()内に掲げた例で採用したものに○を付し、その他に収集した情報を余白に記載してください。

(7)リスクの見積方法及び優先度の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに決定する。
- 決定済(マトリックス法、数値化法、枝分れ法、その他)
- * ()内に掲げた例で採用したものに○を付し、その他の場合はその方法を余白に記載してください。

(8)リスクアセスメント記録様式の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに決定する。
- 決定済

(9)安全衛生委員会等における導入計画の審議

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに審議する。
- 審議済 (平成 年 月 日)

(10)危険性等の特定、リスクの見積り、リスク低減対策の検討の実施

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに実施する。
- 実施済(平成 年 月 日)

(11)リスクアセスメントの結果に基づき講じる措置の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに決定する。
- 検討済
- 実施済

(12)その他

この計画に関する問合せ先

担当者職氏名

連絡先 Tel () FAX ()

【提出先】

沼津労働基準協会

〒410-0831 沼津市市場町7番4号

Tel055-933-4988 FAX 055-933-4990

安全文化の創造／労働災害ゼロへの限りなき挑戦

リスクアセスメント導入計画の作成に当たっての留意事項

* 導入計画は、長くても1年以内に完了するように策定してください。

2. (1)経営首脳による導入宣言

リスクアセスメント等を導入するについては、経営首脳が労働安全衛生管理方針を明確に示し、事業場としてリスクアセスメントの手法を導入することを明らかにし、事業場全体で取り組むことが重要です。

2. (2)・(9)安全衛生委員会等における検討、審議

リスクアセスメント等は、事業場として取り組むものですから、その導入計画の策定方針や計画案については、安全衛生委員会やこれに替わる事業場の統括管理を行う者やそれに順ずる者と関係労働者が出席する会議等において検討、審議することが重要です。

2. (3)対象設備・作業の選定

この計画は、リスクアセスメントの手法を用いて危険性等の特定、評価、対策の検討等を実行してみるためのものなので、事業場において危険性、有害性が高い設備・作業の一つを選定してください。勿論二つ以上でも構いませんが、実行可能な計画としてください。

2. (4)推進体制の決定

(3)で選定した設備・作業を担当する職長、組長、班長等のほか、作業内容等を詳しく把握している労働者も参加させるようにしてください。

今後の展開を考慮し、他の部署の職長等の参加も配慮してください。

また、事業場の安全衛生管理を担当する者を責任者に指名し、計画に従って取組みを進めるよう指導してください。

2. (5)・(6)情報の収集等

(3)で選定した対象について危険性等の特定、リスクの見積り等を行うために必要な情報として何があるか検討し、それらの情報を収集してください。

2. (7)・(8)リスクの見積方法の決定、記録様式の決定等

危険性等の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討までは、一連の流れで実施されますので、予めリスクをどのように見積もるのか、それらの結果をどのように記録するのか等を定め、実施者に対し必要な教育を行ってください。

2. (10)危険性等の特定、リスクの見積り、リスク低減対策の検討の実施

リスク低減対策の検討に際しては、法令に定められたことは必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位で低減措置内容を検討してください。

- i 危険・有害な作業・設備の廃止、変更
- ii インターロック、安全装置、局所排気装置等の設置等の工学的対策
- iii マニュアルの整備等の管理的対策
- iv 個人用保護具の使用

2. (11)リスクアセスメントの結果に基づき講じる措置の決定

職長等が中心となってリスクの低減対策を検討しますが、その結果に基づき実際に講じる措置の決定は安全衛生委員会等で審議し、決定することになります。

構ずる措置を決定したならば、それを実施する時期も明確にしてください。

リスクアセスメント導入宣言証

第 〇 号

〇〇 殿

貴事業場のリスクアセスメント導入宣言は厚生労働大臣が定めた「危険性または有害性等の調査等に関する指針」に基づき自主的な安全衛生活動への取組みを促進することの証であると認められるのでここに導入宣言証を交付いたします

平成 〇 年 〇 月 〇 日

沼津労働基準監督署長

リスクアセスメント導入宣言証の交付に当たって

沼津労働基準監督署長
沼津労働基準協会長

この度は、リスクアセスメントの導入を宣言していただき、貴社の労働安全衛生管理に対する熱意に心から敬意を表すとともに、計画の着実な実行をお願いいたします。

なお、宣言書に記載されましたリスクアセスメント導入計画につきましては、その進捗状況等を承知したので、下記のとおり自主点検を実施し、沼津労働基準協会に提出して下さるよう、併せてお願いいたします。

記

1. 自主点検の実施等について

(1) リスクアセスメント導入宣言書の2の(11)においてリスクアセスメントの結果の基づき講じる措置を決定するとしてした時期に、導入計画の進捗状況について、別添の様式3「リスクアセスメント導入計画自主点検表」により点検していただき、点検表の写しを提出してください。

なお、実行が遅れ、計画が完了していても自主点検表を提出してください。

(2) 上の時期より前に計画を実行した場合は、その時点で点検表を作成し提出してください。

2. リスクアセスメント導入賞の交付について

(1) リスクアセスメント導入宣言による導入計画の実施が完了した事業場に対しましては、「リスクアセスメント導入事業場」賞を交付いたしますので、別添の「リスクアセスメント導入事業場賞交付申請書」を提出してください。

(2) 上の自主点検の時点で計画の実施が完了していない事業場は、完了した時点で改めて自主点検を実施し、点検表とともに交付申請書を提出してください。

3. 提出先

「リスクアセスメント導入計画自主点検表」及び「リスクアセスメント導入事業場賞交付申請書」は、沼津労働基準協会に提出してください。

沼津労働基準協会

〒410-0831 沼津市市場町7番4号

TEL 055-933-4988

FAX 055-933-4990

リスクアセスメント導入計画自主点検表

平成 年 月 日

沼津労働基準監督署長 殿

事業場の名称

代表者職氏名

⑩

平成 年 月 日付けのリスクアセスメント導入宣言書によるリスクアセスメント導入計画の実施状況について点検した結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 経営首脳による導入宣言をしたか

- した（平成 年 月 日）
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに宣言する。

2. 対象とする設備・作業を選定したか

- した（ ）
 *（ ）内には、対象とした設備、作業を記載してください。
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに選定する。

3. 推進体制を決定したか

- した（責任者 実施者、人）
 *（ ）内には、責任者の職名、実施者の職名（課長、職長、作業員等）及び実施者の人数を記載してください。
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに決定する。

4. 必要な情報を収集したか

- した（作業手順書、ヒヤリハット事例、災害事例、 ）
 *（ ）内に掲げた例で収集したものに○を付し、その他に収集した情報を余白に記載してください。
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに収集する。

5. リスクの見積方法及び優先度の設定を決定したか

- した（マトリックス法、数値化法、枝分れ法、その他 ）
 *（ ）内に掲げた例で採用したものに○を付し、その他の場合はその方法を余白に記載してください。
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに決定する。

6. リスクアセスメントの結果の記録様式を決定したか

- した
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに決定する。

7. 安全衛生委員会等において導入計画を審議したか

- した（平成 年 月 日）
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに審議する。

8. 危険性等の特定、リスクの見積り、リスク低減対策の検討を実施したか

- した（平成 年 月 日）
* リスクアセスメントの結果の記録の写しを添付してください。
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに実施する。

9. リスクアセスメントの結果に基づき講じる措置を決定したか

- した（平成 年 月 日）
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに審議する。

10. 今後のリスクアセスメントの実施方針を決定したか

- した * 今後実施することを決定したものに○を付してください。
i 既存の設備・作業について実施する
ii 設備を新規に採用し、又は変更するときに実施する
iii 原材料を新規に採用し、又は変更するときに実施する
iv 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するときに実施する
v 労働災害が発生した場合に実施する
vi 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に関する知識経験の変化、新たな安全衛生に関する知見の集積があった場合等に実施する
vii その他（ ）
 していない 平成 年 月（上旬 中旬 下旬）までに決定する。

* 以上の10各項目の全てについて「した」にレ点がついた場合は、「リスクアセスメント導入事業場賞」の交付を申請してください。

11. 労働安全衛生マネジメントシステムの導入について（該当するものに○を付してください。）

- i 既に導入し、認証を取得している
ii 既に導入している
iii 導入することを決定している
iv 導入を検討中
v 導入を検討していない

12. 問合せ先

担当者職氏名

連絡先 Tel () FAX ()

【提出先】

沼津労働基準協会

〒410-0831 沼津市市場町7番4号

Tel 055-933-4988 FAX 055-933-4990

安全文化の創造／労働災害ゼロへの限りなき挑戦

リスクアセスメント導入事業場賞交付申請書

平成 年 月 日

沼津労働基準監督署長

殿

沼津労働基準協会長

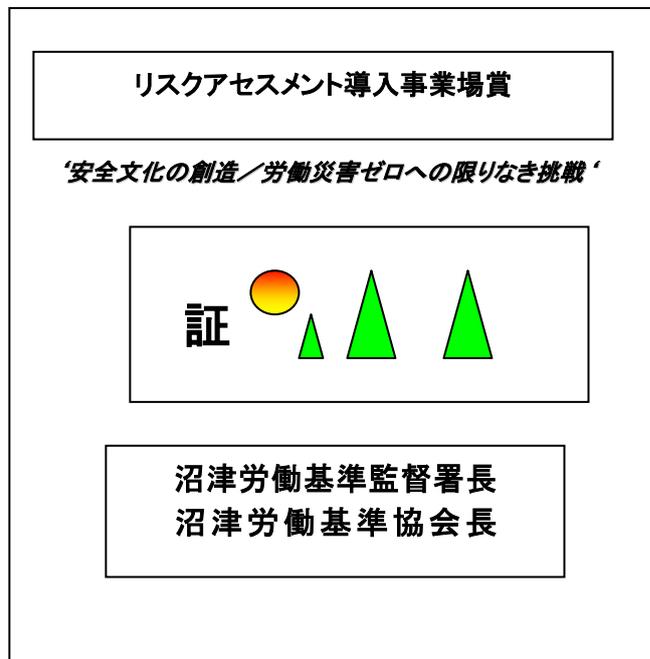
事業場の名称

代表者職氏名

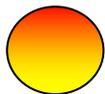
㊞

平成 年 月 日に提出したリスクアセスメント導入宣言に基づくリスクアセスメント導入計画については、別添のリスクアセスメント導入計画自主点検表のとおり実施しましたので、リスクアセスメント導入事業場賞の交付を申請します。

リスクアセスメント導入事業場賞(盾)



◇ シンボルマークの意味

 働くすべての者の安全への願い

 安全の芽が育つ様子